

東秩父村小規模契約希望者登録について

【趣 旨】

この登録制度は、東秩父村が発注する小規模な建設工事、修繕工事等（予定価格 10 万円超～地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定において、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ、同表下欄に定める額の範囲内において、地方公共団体の規則で定める額未満）の契約を希望する方を登録し、積極的に指名業者選定の際の対象とすることによって、村内業者の受注の機会を広げようとするものです。

【登録できる方】

個人にあつては住民票上の住所と事業所を、法人にあつては登記簿上の事業所を東秩父村内に置いている方（適法な範囲で、希望業種・建設業許可の有無・経営組織・従業員数等は問いません。）

【登録できない方】

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない方
- 2 法人にあつては法人及びその代表者、個人にあつてはその者の村税等に滞納がある方
- 3 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有していない方

【登録方法】

東秩父村小規模契約登録申請書（様式 1 号）に必要書類を添付し、総務課に持参してください。なお、登録した内容に変更が生じた場合には、速やかに東秩父村小規模契約登録異動届（様式 2 号）を提出してください。

【受付】

期 間：令和 7 年 3 月 1 4 日（金）から令和 7 年 3 月 3 1 日（月）まで
ただし、新年度が開始された以降は随時受付いたします。

※土日、祝日を除く

受 付 場 所：東秩父村役場 総務課

申請書類等：東秩父村役場ホームページ掲載データをダウンロード又は、総務課窓口で配布する。

【注意事項】

- 1 この登録申請をした方は、「東秩父村小規模契約希望者名簿」に登載し、東秩父村が発注する小規模な契約の際に指名業者選定の対象となり得ますが、指名や契約を約束するものではありません。
- 2 登録業種は別紙業種区分表より5業種以内で、具体的内容は同じく取扱品目名称から転記してください。
- 3 この申請の定期受付は、西暦の奇数年の2月に行ないます。ただし、やむを得ず定期受付に申請できなかった場合は、定期受付後においても随時受け付けます。
- 4 登録の有効期間は定期受付の翌年度（4月1日）から2年間です。ただし、随時受付の場合は、受付日から受付日の属する定期受付の有効期限の末日までとします。
- 5 見積りに指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出したものと契約することになります。なお、見積りに指名されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願いします。
- 6 契約を締結することとなった場合は、発注担当課の指示に従って必ず書面（契約書又は請書）により契約します。この場合の契約保証金は原則として免除します。
- 7 契約の履行は、東秩父村契約規則、東秩父村建設工事標準請負契約約款、その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行しなければなりません。なお、請負った契約は自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び村が認めた場合以外の下請はできませんので、希望業種の記載範囲は自ら施工（履行）できる業種を記載してください。
- 8 請負代金の支払は、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。なお、前払金・中間払金はありません。
- 9 契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は、決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。
- 10 この登録者名簿は、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

【申請書の書き方】

1 所在地又は住所

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。

2 商号又は名称

法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入してください。個人の場合は、通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は記入しないでください。

3 代表者役職名・氏名

役職名は法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。

代表者印は実印を押印してください。個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム印・三文判は使用しないでください。

4 希望業種

登録希望業種は別紙業種区分表より5業種以内で、具体的内容は同じく取扱品目名称から転記してください。ただし、その業種を履行するにあたって法的な許可・免許・登録等を要する場合は、その名称を記入し、証明書の写しを添付してください。

5 添付書類

・営業を証する書類

法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては営業証明書

・事業実績一覧（任意様式）

公共工事の場合は、市町村名、工事名、工種・工事内容、契約期間等
その他の工事の場合は、個人が特定できない程度（イニシャル等）とする

〈申請書の提出先・問い合わせ先〉

東秩父村役場 総務課 入札担当

TEL：0493-82-1221

内線：151